国会事項

衆議院

質問書提出

五月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

鳩山由紀夫内閣における外務省在外職員の配偶者手当に係る改革に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

鳩山由紀夫内閣における外務省在外職員の子女教育手当に係る改革に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

待機児童に対する保育士の必要性と今後の取り組みに関する質問主意書（木村太郎提出）

口蹄疫検査の為の検体採取者についての山田農林水産副大臣の宮崎県に於ける発言、及び佐々木農林水産大臣政務官の衆議院経済産業委員会に於ける答弁内容に関する質問主意書（高市早苗提出）

口蹄疫防疫措置により殺処分された家畜の埋却地確保についての山田農林水産副大臣及び小川総理補佐官の発言等に関する質問主意書（高市早苗提出）

『口蹄疫・現地対策本部（日報）』の記述内容等に関する質問主意書（高市早苗提出）

議事日程

五月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十号

平成二十二年五月二十五日（火曜日）

午後一時開議

第一　民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案受領（予備審査）

五月二十四日衆議院から次の議案が送付された。

国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する法律案（山本拓外四名提出）（衆第二一号）

質問主意書提出

五月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

普天間基地移設先の検証及び選定過程における経費支出に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第七四号）

「たん吸引器」を介護保険制度における福祉用具として検討することに関する質問主意書（浜田昌良提出）（第七五号）

人事異動

内閣

（内閣府官民人材交流センター主任調整官）内閣府事務官　髙野　浩文

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（五月二十一日）

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　前原　誠司

経済産業大臣直嶋正行海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する（五月二十二日）

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　前原　誠司

経済産業大臣直嶋正行帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（五月二十三日）

国家公安委員会

（警察庁交通局交通指導課長）警視長　和田　昭夫

奈良県警察本部長を命ずる（五月二十五日）

警察庁

（警察共済組合本部事務局長）菱川　雄治

警視監に任命する

警察庁長官官房審議官（生活安全局担当）を命ずる

（奈良県警察本部長）警視長　森田　幸典

警察庁長官官房給与厚生課長を命ずる

（兵庫県警察本部刑事部長）同　高木紳一郎

警察庁交通局交通指導課長を命ずる（以上五月二十五日）

経済産業省

（資源エネルギー庁長官官房総務管理官）経済産業事務官　鹿野　郁夫

九州経済産業局総務企画部長に昇任させる（九州経済産業局総務企画部長）

同　佐藤　尚之

大臣官房付に転任させる

辞職を承認する（以上五月二十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、五月二十五日ヨルダン国の独立記念日につき、同月二十四日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、岡山労働局の関係事業主を代表する者藤岡道夫の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）、第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成22年5月26日

厚生労働大臣　長妻　昭

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、岡山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成22年６月７日

4　推薦書及び添付書類提出先　岡山労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年５月15日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年５月26日

名古屋法務局長　山川　景逸

記

氏名　野々山利男

所属する司法書士会　愛知県司法書士会

登録番号　愛知第385号

事務所の所在地　愛知県豊田市十塚町二丁目１番地

違反行為　登記申請意思確認義務違反等